

国立大学法人大分大学自動車整理料金細則

平成26年3月26日制定

平成26年細則第6号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学交通対策委員会規程（平成25年規程第63号）第9条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の且野原キャンパス、挾間キャンパス（附属病院に係るものを除く。）及び王子キャンパスの構内における自動車整理料金（以下「料金」という。）の徴収に関し必要な事項を定める。

(徴収の対象者)

第2条 学長は、次に掲げる者のうち、自動車入構の許可を受けた者から料金を徴収する。

- (1) 国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号。以下「法人規則」という。）第4条第1項に規定する役員（以下「役員」という。）
- (2) 法人規則第4条第2項に規定する職員（以下「職員」という。）
- (3) 大分大学の学生（研究生及び科目等履修生等を含む。以下「学生」という。）
- (4) 構内の事業所に勤務する者
- (5) 営業等のため自動車で常時入構を必要とする学外者
- (6) 宅配便、自動販売機や売店等への納品・積卸しのため自動車で常時入構を必要とする学外者
- (7) 研修生又は実習生

(料金)

第3条 各キャンパスの料金は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

2 前項に規定する料金は、日割り計算をしない。

(料金の納付等)

第4条 料金は、原則として前納とする。

2 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その料金を返還することができる。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により、入構ができなくなったとき。
- (2) 法人の都合により入構許可を取り消すとき。
- (3) 過誤納があったと認められるとき。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、料金の徴収に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、挾間キャンパスに係る規定について

は平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第3号）

この細則は、平成27年2月3日から施行する。

附 則（令和5年細則第6号）

この細則は、令和5年3月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

且野原キャンパス

区 分	入構の許可を受けた期間	料金
役員及び職員（非常勤講師を除く。） 構内の事業所に勤務する者	1か月以下	420円
	3か月以下	1,250円
	6か月以下	2,500円
	9か月以下	3,750円
	12か月以下	5,000円
営業等のため自動車で常時入構を必要とする学外者	1か月以下	840円
	3か月以下	2,500円
	6か月以下	5,000円
	9か月以下	7,500円
	12か月以下	10,000円
宅配便、自動販売機や売店等への納品・積卸しのため自動車 で常時入構を必要とする学外者 学生 研修生又は実習生	1か月以下	250円
	3か月以下	750円
	6か月以下	1,500円
	9か月以下	2,250円
	12か月以下	3,000円
学生のうち夜間（17時30分から8時まで）及び休日 のみ入構する者	1か月以下	90円
	3か月以下	250円
	6か月以下	500円
	9か月以下	750円
	12か月以下	1,000円

備考 上記の料金には消費税等を含む。

別表第2（第3条関係）

挾間キャンパス

区 分	入構の許可を受けた期間	料金
役員及び職員（看護師宿舎及び医学部外国人留学生等 宿泊施設に入居する者を含む。） 構内の事業所に勤務する者	1か月以下	420円
	3か月以下	1,250円
	6か月以下	2,500円
	9か月以下	3,750円
	12か月以下	5,000円
役員及び職員、構内の事業所に勤務する者のうち夜間 （17時30分から8時まで）及び休日のみ入構する 者	1か月以下	250円
	3か月以下	750円
	6か月以下	1,500円

	9か月以下	2,250円
	12か月以下	3,000円
営業等のため自動車で常時入構を必要とする学外者	1か月以下	840円
	3か月以下	2,500円
	6か月以下	5,000円
	9か月以下	7,500円
	12か月以下	10,000円
宅配便, 自動販売機や売店等への納品・積卸しのため 自動車で常時入構を必要とする学外者 学生(医学部外国人留学生等宿泊施設に入居する者を 含む。) 研修生又は実習生	1か月以下	250円
	3か月以下	750円
	6か月以下	1,500円
	9か月以下	2,250円
	12か月以下	3,000円
学生及び研修生又は実習生のうち夜間(17時30分 から8時まで)及び休日のみ入構する者	1か月以下	90円
	3か月以下	250円
	6か月以下	500円
	9か月以下	750円
	12か月以下	1,000円

備考 上記の料金には消費税等を含む。

別表第3（第3条関係）

王子キャンパス

区 分	入構の許可を受けた期間	料金
職員（人事交流者を除く。） 構内の事業所に勤務する者	1か月以下	420円
	3か月以下	1,250円
	6か月以下	2,500円
	9か月以下	3,750円
	12か月以下	5,000円
営業等のため自動車で常時入構を必要とする学外者	1か月以下	840円
	3か月以下	2,500円
	6か月以下	5,000円
	9か月以下	7,500円
	12か月以下	10,000円
宅配便、自動販売機や売店等への納品・積卸しのため 自動車で常時入構を必要とする学外者	1か月以下	250円
	3か月以下	750円
	6か月以下	1,500円
	9か月以下	2,250円
	12か月以下	3,000円

備考 上記の料金には消費税等を含む。